

【薩摩川内市中小企業災害復旧資金利子補助金】
災害復興に係る融資を受けた企業が
支払った利子の一部を補助します

災害の被害を受けた市内の中小企業者又は組合の復興促進を図るため、対象資金の借入に係る利子
の一部を補助します。

補助対象者 いずれも満たすもの

- ☐ 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第 2 条第 1 号に規定する中小企業者又は第 2 条第 2 号に規定する組合
- ☐ 市税の滞納がないもの
- ☐ 災害の発生から指定期間内に借入申込みを行なったもの（指定期間は災害発生後に定めます）
- ☐ リ災証明の交付を受けたもの

補助対象資金

- ☐ 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧のための資金
- ☐ 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 3 条第 9 号に規定する緊急災害対策資金
- ☐ 県内市町村の制度資金で、災害復旧のために利用できる資金

融資のお申込みにあたっては、最寄りの商工会議所・商工会又は金融機関へご相談ください。

対象経費

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間において支払った対象資金（融資上限 1,500 万円）に係る利子（延滞利子を除く）。

補助率

融資額によって異なります。

交付期間

対象資金の償還を開始する日の属する月から起算して **5 年**

提出書類

- ☐ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書
- ☐ 中小企業災害復旧資金利子支払証明願
- ☐ リ災証明書又はその写し
- ☐ 事業報告書
- ☐ 市税等の滞納がない証明書（同意書の提出がある場合は不要です。）
- ☐ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付請求書

申請期限

令和 8 年 2 月 5 日（当日消印有効）

問合せ先 薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ
0996-23-5111（内線 5751～5754）

